

空き家に関する支援制度一覧

市町村名： 千代田町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家に関する支援制度	情報提供	空家等バンク	全国空き家・空き地バンク(アウトホーム株式会社及び株式会社LIFULL)のサイトにおいて空家等の情報を公開している(空家等の物件情報が無い場合もあり) 空家等バンクに登録されている空家等の購入及び賃借を希望する者は、まず利用申込書を町へ提出。その後、町から該当となる空家等の担当事業者が紹介されるので、その担当事業者と空家等の情報や交渉についてやりとりを行う ※町は空家等の情報提供のみを行い、空家等の売買、賃貸借に係る交渉、契約などは一切行わない	空家等の購入又は賃借を希望する者	-	-	-	常時受付(物件情報がある場合に限る)	-	都市整備課 都市計画係	0276-86-7003	https://www.town.chiyoda.gunma.jp/kensetsu/toshi/post-348.html	
空き家に関する支援制度	助成	千代田町空家除却(解体)補助金	老朽化などにより活用が難しい空家の解体を促進するため、予算の範囲内で費用の一部を補助する。 なお、申請額が予算額に到達ししたい、受付は終了	【対象空家】全てに該当 ・千代田町内にある空家 ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建物 【対象者】全てに該当 ・法人でないこと ・町内にある空家の所有者もしくは相続人、または所有者の同意を得た者 ・町税等の滞納がないこと ・過去に本補助金の交付を受けていないこと ・暴力団員等でないこと ・空家の所有者、権利設定等の状況により、関係者から同意を得ること ・除却後の敷地を営利目的で使用しないこと(ただし、日常生活に必要な物品販売店等は除く) 【補助対象工事】全てに該当 ・町内に事業所を有する個人事業主、又は本店・営業所を有する法人で、建設業法の土木工事業、建築工事業もしくは解体工事業に係る許可を受けているもの、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律登録を受けたものが施工する工事であること ・空家を除却し、敷地を更地にする工事であること ・補助金の交付決定通知後に契約・着手する工事であること ・交付決定通知の年度内に完了する工事であること ※門扉・塀・物置・浄化槽・機械・車両・家財道具・立木などの除却を行う工事は対象外	30万円	空家の除却に要する経費の1/3以内	-	今年度は5月1日から事前相談受付開始 事前相談後1か月以内に申請	予算の範囲内	都市整備課 都市計画係	0276-86-7003	https://www.town.chiyoda.gunma.jp/kensetsu/toshi/post-681.html	
空き家に関する支援制度	助成	千代田町相続登記支援事業補助金	町民の住環境の向上と定住人口の確保、空き地、空き家等の流通促進及び有効活用の推進並びに固定資産税の賦課徴収の円滑化を図るため、町内にある土地又は家屋の相続登記を速やかに行われる者に対し、予算の範囲内で補助対象経費の全額(最大2万円)を補助する	【対象者】 ・相続によって発生した町内に所有する土地、家屋で年度内に所有者になる者 ・町税等の滞納がない者 など 【補助対象経費】 ・相続による所有権移転、未登記家屋の登記にかかる手数料や委託料などの経費 ・事業開始以降に支払った経費	2万円	-	-	常時受付	予算の範囲内	税務会計課 固定資産税係	0276-86-7002	https://www.town.chiyoda.gunma.jp/zeimukaikei/kotei/post-675.html	
空き家に関する支援制度	その他(減免)	空き家の除却(解体)に係る土地の固定資産税などの減免	空家の除却を促進し、町民の安全及び安心な生活の確保と地域の良い生活環境の保全を図るため、条件に該当する空家を除却した場合、空家の除却により住宅用地特例の適用を受けなくなった土地に係る固定資産税等の額と、当該土地が住宅用地特例の適用を受けるものとみなして算出した固定資産税等の額との差額相当分を最大3年間減免する	【対象者】 ・申請する土地の所有者又は相続人。法人が所有している土地は対象外 ・町税等の滞納がない者 など 【対象土地要件】 ・昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けて建築された建物(旧耐震物件)で、1年以上居住その他の用として使われていない空き家を除却(解体)した土地 ・一戸建ての専用住宅、併用住宅(居住の用として使われている部分の床面積が、延べ床面積の2分の1以上)、長屋の住宅のいずれかであること ・令和7年4月から令和10年3月までの間に取り壊していること ・住宅用地に対する固定資産税の特例を受けた土地など	-	-	-	常時受付	-	税務会計課 固定資産税係	0276-86-7002	https://www.town.chiyoda.gunma.jp/zeimukaikei/kotei/post-674.html	

空き家に関する支援制度	助成	千代田町創業支援事業補助金	町内経済の活性化及び雇用の確保を図ることを目的に、町内で新たに創業する者に対し予算の範囲内で補助金を交付する	【対象者】 以下のいずれかに該当する者 ①町内で店舗型創業を目指す者 ②空き物件を利用し、町内での店舗型創業を目指す者 ③移動スーパーによる創業を目指す者 【申請要件】 以下の3点をすべて満たす者 ①補助金の交付申請年度内に創業を予定している者、または交付申請時において創業の日から30日を経過していない者 ②町内に実店舗を開設し、又は車両を活用した移動スーパー事業により、町内で3年以上継続して営業する見込みがある者 ③群馬県から支援を受けて行う事業として、群馬県商工会連合会が毎年実施しているぐんま創業スクールを受講し、特定創業支援等事業により町の証明書の発行を受ける予定の者又は受けた者 ※詳細については、ホームページを参照	町内で店舗型創業を目指す者／25万円 空き物件を利用し、町内での店舗型創業を目指す者／50万円 移動スーパー創業者／25万円	補助対象経費の合計額の1/2に相当する額(千円未満の端数は切り捨て)	-	常時受付	予算の範囲内	産業振興課 商工係	0276-86-7005 https://www.town.chiyoda.gunma.jp/keizai/syoko/post-693.html	完了報告は、令和8年3月31日まで
-------------	----	---------------	--	---	--	------------------------------------	---	------	--------	--------------	---	-------------------